

○警備業法施行手続に関する訓令

平成18年1月6日

本部訓令第1号

改正 令和元年6月28日本部訓令第9号

令和元年12月5日本部訓令第14号

令和5年2月14日本部訓令第3号

令和6年3月29日本部訓令第10号

警備業法施行手続に関する訓令（昭和47年11月本部訓令第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 警備業（第5条—第12条）

第3章 警備業務実施上の義務（第13条）

第4章 教育等（第14条—第27条）

第5章 機械警備業務（第28条・第29条）

第6章 監督（第30条—第32条）

第7章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）及び警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号。以下「公安委員会規則」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令第3号・6年10号〕）

第2条 削除

（削除〔令和5年本部訓令第3号〕）

第3条 削除

（削除〔令和5年本部訓令第3号〕）

（警備業の実態把握）

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、管内における警備業の実態を把握するため警備業営業所カード（別記様式第1号）を作成するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕）

第2章 警備業

（認定）

第5条 署長は、警備業の認定を受けようとする者から認定（認定更新）申請書（施行規則別記様式第1号）を受理したときは、所定の事項の調査を行い、警察本部長（以下「本部長」という。）に進達するものとする。

2 本部長は、前項の申請に係る認定が決定されたときは認定の番号及び有効期間の通知を、認定をしない決定がされたときは不認定通知書（公安委員会規則別記様式第1号）の交付

を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に行うものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

#### 第6条 削除

(削除〔令和6年本部訓令10号〕)

(認定の更新)

第7条 署長は、認定の有効期間の更新を受けようとする者から認定(認定更新)申請書を受理したときは、所定の事項の調査を行い、本部長に進達するものとする。

2 本部長は、前項の申請に係る認定の有効期間の更新をすることとしたときは認定の番号及び有効期間の通知を、認定の有効期間の更新をしないこととしたときは認定不更新通知書(公安委員会規則別記様式第2号)の交付を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に行うものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

(認定の取消し)

第8条 署長は、法第8条の規定により、認定を取り消す必要があると認めるときは、認定取消上申書(別記様式第4号)により本部長に上申するものとする。

2 本部長は、認定の取消し処分が決定したときは、認定取消通知書(公安委員会規則別記様式第3号)を、当該上申に係る署長を経由して当該処分を受ける者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

(営業所設置等の届出)

第9条 署長は、営業所設置等届出書(施行規則別記様式第4号)を受理したときは、所定の事項の調査を行い、本部長に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(廃止の届出)

第10条 署長は、警備業廃止届出書(施行規則別記様式第5号)又は都道府県内廃止届出書(施行規則別記様式第8号)を受理したときは、本部長に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(変更の届出)

第11条 署長は、法第11条第1項変更届出書(施行規則別記様式第6号)又は法第11条第3項変更届出書(施行規則別記様式第7号)を受理したときは、所定の事項の調査を行い、本部長に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

(死亡等の届出)

第12条 法第12条第1項又は同条第2項の規定による死亡等届出書(公安委員会規則別記様式第4号)を受理したときは、本部長に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

### 第3章 警備業務実施上の義務

(服装及び護身用具の届出等)

第13条 署長は、服装届出書(施行規則別記様式第9号)、護身用具届出書(施行規則別記様式第10号)又は服装(護身用具)変更届出書(施行規則別記様式第11号)を受理したときは、所定の事項の調査を行い、当該届出書を本部長に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

#### 第4章 教育等

(警備員指導教育責任者講習等)

第14条 署長は、警備員指導教育責任者講習（機械警備業務管理者講習）受講申込書（講習規則別記様式第1号）の提出を受けたときは、本部長から受講定員に達していないことを確認した上でこれを受理し、警備員指導教育責任者講習（機械警備業務管理者講習）通知書（別記様式第6号）を申込者に交付するとともに、受講申込書を本部長に進達するものとする。

2 本部長は、警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者に対し警備員指導教育責任者講習修了証明書（講習規則別記様式第2号）を、機械警備業務管理者講習の課程を修了した者に対し機械警備業務管理者講習修了証明書（講習規則別記様式第5号）を、前項の受講申込書を受理した署長を経由して交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(講習修了証明書の再交付)

第15条 署長は、警備員指導教育責任者講習（機械警備業務管理者講習）修了証明書再交付申請書（講習規則別記様式第3号）を受理したときは、本部長に送付するものとする。

2 本部長は、前項の申請書の送付を受けたときは、新たな警備員指導教育責任者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(警備員指導教育責任者資格者証等の交付)

第16条 署長は、警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証交付申請書（施行規則別記様式第13号）を受理したときは、所定の事項の調査を行い、本部長に進達するものとする。

2 本部長は、前項の申請に係る警備員指導教育責任者資格者証（施行規則別記様式第12号）又は機械警備業務管理者資格者証（施行規則別記様式第20号。以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を行うときは、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(警備員指導教育責任者資格者証等の不交付の通知)

第17条 本部長は、前条第1項の申請に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を行わないときは、資格者証不交付通知書（公安委員会規則別記様式第7号）を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

(資格者証の書換え及び再交付)

第18条 署長は、警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証書換え申請書（施行規則別記様式第14号）又は警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証再交付申請書（施行規則別記様式第15号）を受理したときは、当該申請書を本部長に送付するものとする。

2 本部長は、前項の申請書の送付を受けたときは、新たな警備員指導教育責任者資格者証等を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(警備員指導教育責任者の兼任)

第19条 署長は、施行規則第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任の承認に係る申請があったときは、警備員指導教育責任者兼任承認申請書（別記様式第8号）を提出させ、に当該申請書を本部長に進達するものとする。

2 本部長は、前項の申請について承認するときは、警備員指導教育責任者兼任承認通知書（別記様式第10号）を、承認しないときは、警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（別記様式第11号）を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（警備員指導教育責任者資格者証等の返納命令）

第20条 署長は、法第22条第7項（法第23条第5項又は法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証等の返納命令の処分を行う必要があると認めるときは、警備員指導教育責任者資格者証（機械警備業務管理者資格者証）返納命令処分上申書（別記様式第12号）により、本部長に上申するものとする。

2 本部長は、警備員指導教育責任者資格者証等の返納命令の処分が決定したときは、資格者証返納命令書（公安委員会規則別記様式第8号）を、当該上申に係る署長を経由して当該処分を受ける者に交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕）

（検定の申請）

第21条 署長は、検定申請書（検定規則別記様式第1号）の提出を受けたときは、本部長から受検定員に達していないことを確認した上でこれを受理し、受検票（検定規則別記様式第2号）を申請者に交付するとともに、検定申請書を本部長に進達するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（成績証明書の交付）

第22条 本部長は、検定に合格した者に対し、成績証明書（検定規則別記様式第3号）を、前条の申請を受理した署長を経由して交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（成績証明書の書換え及び再交付）

第23条 署長は、成績証明書書換え申請書（検定規則別記様式第4号）又は成績証明書再交付申請書（検定規則別記様式第5号）を受理したときは、本部長に進達するものとする。

2 本部長は、前項の申請書の送付を受けたときは、新たな成績証明書を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（合格証明書の交付）

第24条 署長は、合格証明書交付申請書（検定規則別記様式第7号）を受理したときは、所定の事項の調査を行い、当該申請書を本部長に進達するものとする。

2 本部長は、前項の申請に係る合格証明書（検定規則別記様式第6号）の交付を行うときは、前項の申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（合格証明書の不交付の通知）

第25条 本部長は、前条第1項の申請について、合格証明書の交付を行わないときは、検定合格証明書不交付通知書（公安委員会規則別記様式第12号）を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕）

(合格証明書の書換え及び再交付)

第26条 署長は、合格証明書書換え申請書(検定規則別記様式第8号)又は合格証明書再交付申請書(検定規則別記様式第9号)を受理したときは、本部長に送付するものとする。

2 本部長は、前項の申請書の送付を受けたときは、新たな合格証明書を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(合格証明書の返納命令)

第27条 署長は、合格証明書返納命令の処分を行う必要があると認めるときは、合格証明書返納命令処分上申書(別記様式第14号)により、本部長に上申するものとする。

2 本部長は、合格証明書返納命令の処分が決定したときは、検定合格証明書返納命令書(公安委員会規則別記様式第9号)を、当該上申に係る署長を経由して当該処分を受ける者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

## 第5章 機械警備業務

(機械警備業務の開始届出等)

第28条 署長は、機械警備業務開始届出書(施行規則別記様式第18号)又は機械警備業務変更届出書(施行規則別記様式第19号)を受理したときは、所定の事項の調査を行い、本部長に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(即応体制の整備基準の例外施設としての認定)

第29条 署長は、公安委員会規則第13条に規定する公安委員会が認めた警備業務対象施設(以下「即応体制の特例対象施設」という。)の適用について申請があったときは、即応体制の特例対象施設承認申請書(別記様式第15号)を提出させ、これを受理し、当該申請書を本部長に進達するものとする。

2 本部長は、前項の申請に係る即応体制の特例対象施設の承認をするときは即応体制の特例対象施設承認通知書(別記様式第17号)を、承認をしないときは即応体制の特例対象施設不承認通知書(別記様式第18号)を、当該申請を受理した署長を経由して申請者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

## 第6章 監督

(立入検査)

第30条 法第47条第1項の規定による立入検査は、次の各号のいずれに該当する場合において、署長が指示して行うものとする。

(1) 本部長が指示した場合

(2) 行政指導又は行政処分をするにあたり、警備業務の実態を把握する必要がある場合

(3) 行政指導又は行政処分をした後において、その履行状況を確認する場合

(4) 警備業者の営業に関して苦情があった場合又は法令違反の疑いがある場合

(5) 警備業者又は警備員に非行又は受傷事故等があった場合

(6) その他特に必要と認める場合

2 警察職員は、立入検査を行ったときは、立入検査実施報告書(警備業)(別記様式第19号)により署長に報告するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

### 第31条 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

(営業の停止等)

第32条 署長は、法第49条第1項の規定による営業の停止命令又は同条第2項の規定による営業廃止命令(以下「営業の停止等処分」という。)を行う必要があると認めるときは、営業停止等処分上申書(別記様式第21号)により、本部長に上申するものとする。

2 本部長は、営業の停止等処分が決定したときは、営業停止命令書(公安委員会規則別記様式第15号)又は営業廃止命令書(公安委員会規則別記様式第16号)を、当該上申に係る署長を経由して当該処分を受ける者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

### 第7章 雑則

(報告)

第33条 署長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その都度、当該各号に定める様式により、本部長に報告するものとする。

- (1) 警備員による犯罪 警備員による犯罪の報告(別記様式第22号)
- (2) 警備業者等による犯罪 警備業者等による犯罪の報告(別記様式第23号)
- (3) 警備業務に係る事件、事故 警備業務に係る事件、事故の報告(別記様式第25号)
- (4) 行政処分 行政処分に関する報告(別記様式第27号)

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

### 附 則

この訓令は、平成18年1月6日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日本部訓令第9号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月5日本部訓令第14号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和5年2月14日本部訓令第3号)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和6年3月29日本部訓令第10号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。